

## 発行者情報

### 【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年3月27日
【発行者の名称】	G A I A株式会社 (G A I A I n c . )
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中桐 啓貴
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿三丁目2番11号
【電話番号】	03-6302-0200
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 宮原 秀人
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.nihon-ma.co.jp/ir/">https://www.nihon-ma.co.jp/ir/</a>
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりであります。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	G A I A株式会社 <a href="https://www.gaiainc.jp/">https://www.gaiainc.jp/</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>

#### 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第18期	第19期	第20期
決算年月		2023年12月	2024年12月	2025年12月
営業収益	(千円)	454,435	527,014	564,256
経常利益	(千円)	44,165	61,926	34,989
当期純利益	(千円)	31,517	42,890	23,918
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—
純資産額	(千円)	214,853	257,744	267,643
総資産額	(千円)	289,261	368,185	418,821
1株当たり純資産額	(円)	1,532.48	1,838.40	1,909.01
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	100 (—)	17 (—)
1株当たり当期純利益	(円)	224.80	305.93	170.60
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	74.3	70.0	63.9
自己資本利益率	(%)	15.8	18.2	9.1
株価収益率	(倍)	—	21.6	38.7
配当性向	(%)	—	32.7	10.0
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	42,754	67,687	△12,678
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△13,000	3,765	△14,632
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△10,004	4	53,476
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	148,200	219,657	245,823
従業員数	(名)	31	31	34

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 第18期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。
4. 第19期の1株当たり配当額は、上場記念配当であります。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
6. 第18期の株価収益率は当社株式が非上場であったため記載しておりません。
7. 2023年12月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。このため、第18期(2023年12月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
8. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

## 2 【沿革】

2004年4月に「証券取引等の一部を改正する法律」が施行。金融商品仲介業（金融商品取引法2条11項に掲げる業務）が創設され、金融商品仲介業者の登録が可能となりました。

代表取締役社長の中桐啓貴は、MBA取得のため留学した米国で、長期的に顧客に寄り添うファイナンシャル・アドバイザーサービスが広く普及、拡大していることを参考に、日本でも同様のサービスを展開するべく2006年2月にG A I A株式会社を設立し、「二世帯プライベートFP」をコンセプトに掲げました。

2006年2月に日興コーディアル証券株式会社（現在のS M B C日興証券株式会社）と業務委託契約を締結し、2007年12月に金融商品仲介業者として登録。2009年1月には、楽天証券株式会社と、2012年4月には株式会社S B I証券と業務委託契約を締結しました。「値下がり投資信託を賢く見直すセミナー」等による顧客拡大に伴い、2010年2月には日本橋、2013年7月には新宿に事務所を移転し、2015年3月には、大阪に新規事務所（現在の大阪支店）を開設しました。2016年10月には、楽天証券株式会社が提供する投資一任契約（当社専用コース）の媒介開始を契機として、お客様との利益相反の軽減を図るべく、当社が仲介・媒介したお客様の資産残高に当社の収入が連動する事業構造「フィーベース」へ転換しました。

投資一任契約の媒介開始に際して、2016年6月に投資助言業者として登録。楽天証券株式会社が提供する投資一任契約（当社専用コース）において、弊社のお客様のニーズにより適したポートフォリオを構築することを目的に投資助言業を開始しました。

サービス面では、お客様により広範なサービスを提供することを目的として2008年5月に生命保険代理業、2017年8月に不動産に係る紹介業務、2020年6月に銀行代理業を開始しました。また、お客様に様々なソリューションを提供することを目的として、各士業との連携を図っております。

お客様へ長期的・包括的・定量的な提案を行うため、ファイナンシャル・プランニング・ツールの開発・定着を目指して2021年12月には、株式会社キャピタル・アセット・プランニングとの業務・資本提携を締結しました。

年 月	沿 革
2006年2月	G A I A株式会社設立。
2006年2月	日興コーディアル証券株式会社との間で業務委託契約を締結。
2007年12月	関東財務局に金融商品仲介業者として登録（登録番号：関東財務局長（金仲）第235号）。投資信託、株式、債券などの金融商品の媒介を開始。
2008年5月	生命保険代理店として生命保険会社と業務委託契約を締結。
2009年1月	楽天証券株式会社との間で業務等委託基本契約を締結。
2010年2月	事業所を日本橋に移転。
2012年4月	株式会社S B I証券との間で業務委託契約を締結。
2013年7月	事業所を新宿（現在の東京本店所在地）に移転。
2015年3月	S M B C日興証券株式会社との業務委託契約を解除。
2015年3月	大阪（現在の大阪支店所在地）に新規事務所を開設。
2016年6月	関東財務局に投資助言業者として登録（登録番号：関東財務局長（金商）第2934号）。
2016年10月	楽天証券株式会社が提供する投資一任契約（当社専用コース）の媒介開始を契機として、事業構造を当社が媒介したお客様の資産残高に当社の収入が連動する「フィーベース」へ転換。
2017年8月	不動産に係る紹介業務を開始。
2020年6月	関東財務局に銀行代理業者として登録（登録番号：関東財務局長（銀代）第379号）。住宅ローンの媒介を開始。
2021年12月	株式会社キャピタル・アセット・プランニングと業務・資本提携。
2023年11月	株式会社証券ジャパンとの間で業務等委託基本契約を締結。
2024年3月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場。
2024年7月	株式会社S B I証券との業務委託契約を解除。
2025年1月	東海東京証券株式会社との間で業務等委託基本契約を締結。

### 3 【事業の内容】

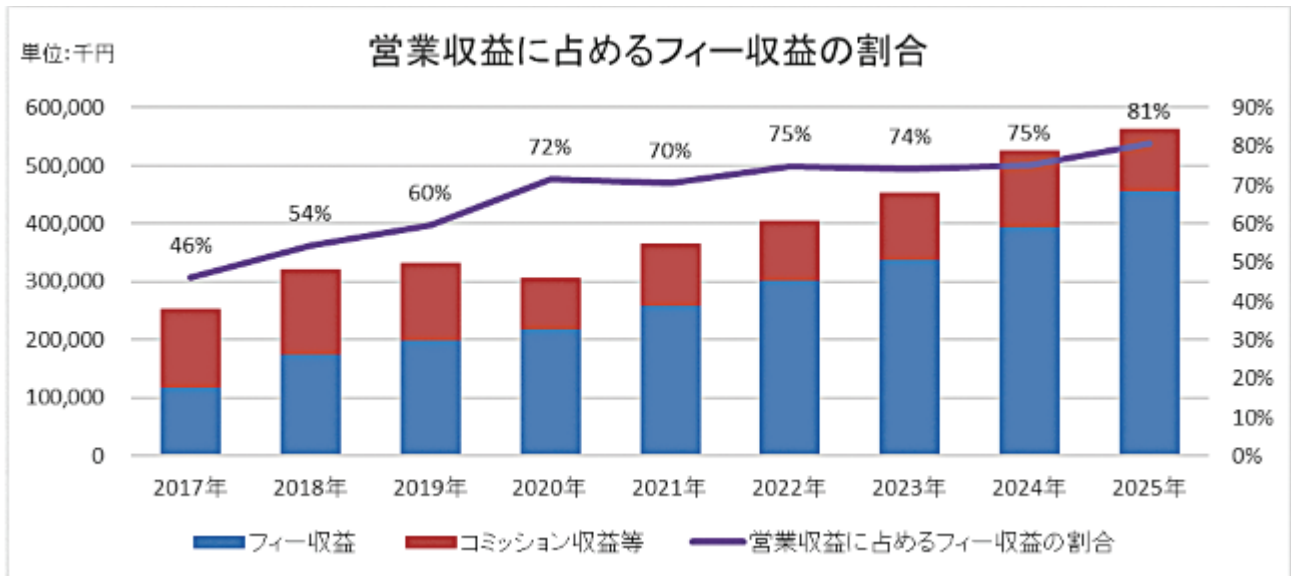
当社は、「FPによる金融サービス提供事業」の単一セグメントであります。「ファイナンシャル・プランニングによって世界中の人々の夢を実現する」というビジョンを掲げ、ファイナンシャル・プランニングに基づいた様々な提案を行っております。なお、当社の収益は証券仲介手数料収入、投資顧問料収入、顧問FP報酬、保険代理店手数料収入、その他サービス収入に分類されます。

#### 【証券仲介手数料収入】

当社は金融商品仲介業者（関東財務局長（金仲）第235号）として金融商品仲介業を行っております。金融商品仲介業とは、金融商品仲介業者が証券会社などの所属金融商品取引業者の委託を受けて、投資信託や有価証券等の売買の媒介等を行なうことをいいます。当社が媒介する預かり残高に連動して収益が発生するラップサービスや投資信託の媒介報酬も金融商品仲介業に含まれます。お客様は所属金融商品取引業者に手数料を支払い、金融商品仲介業者は所属金融商品取引業者から報酬を受けます。



媒介手数料等の報酬として当社に支払われる証券仲介手数料収入は、商品の取引の都度発生する売買手数料であるコミッションと、媒介する資産残高に応じて発生する信託報酬等のフィーに分かれます。当社は設立以来、顧客との利益相反を防ぐため、フィーによる収益拡大を目指してまいりました。フィーによる収益が主であるフィーベースモデルを確立すべく、2016年10月に「楽天証券ラップサービス」（楽天証券株式会社提供、当社専用コース。愛称「GMA」）の媒介を開始しました。収益に占めるフィーの割合は年々増えており、2025年12月期の営業収益564百万円のうちフィーによる収入は約81%となりました。



フィーベースでの事業構造が確立できたことにより、営業収益の安定性が高まり、アドバイザーの新規採用等を計画的に行うことができるようになりました。また、個々のアドバイザーにおいても、短期的には必ずしも収益にはならないお客様からの相談にも対応できるようになり、より深い関係性を構築することができるようになりました。結果として、ご家族や知人の紹介などが発生し、長期的に収益の拡大につながっております。

顧客のライフ・プランの実現を主たる目的とした、様々なソリューションの提案は、お客様との利益相反を適切に管理し、軽減することを可能としており、顧客本位の業務運営の確保に向けた持続可能なサービスを提供しております。

### 【投資顧問料収入】

当社は2016年6月に投資助言業者（金融商品取引業者（投資助言・代理業）関東財務局長（金商）第2934号）として登録、2016年9月に楽天証券株式会社と投資顧問契約を締結し、楽天証券株式会社に対してGMAに関して組入銘柄を選択するための投資助言業務を開始しました。この投資助言業務に係る報酬は楽天証券株式会社から当社に支払われます。なお、金融商品仲介業における当社の顧客は楽天証券株式会社と投資一任契約を締結し、同社が提供するGMAに係る投資を行うことができます。

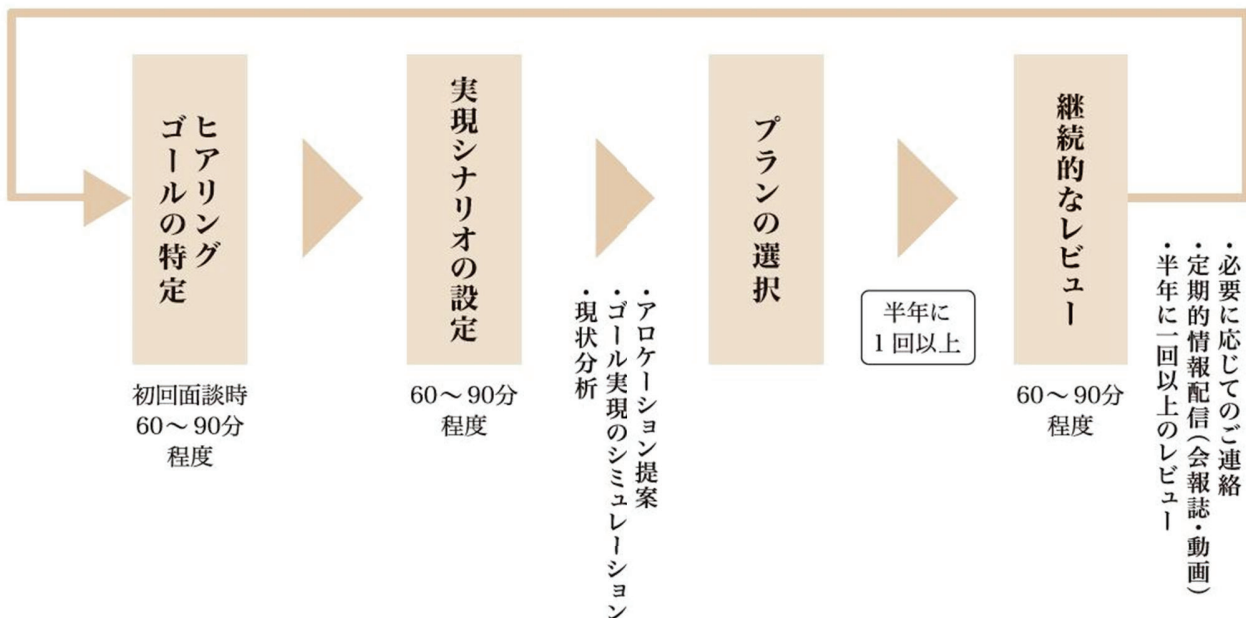
### 【顧問FP報酬】

当社は「ファイナンシャル・プランニングによって世界中の人々の夢を実現する」というビジョンを掲げ、ファイナンシャル・プランニング業を行っております。東京・大阪を中心に2025年12月末時点で913世帯のお客様に「プライベートFPサービス」を提供しています。

「プライベートFPサービス」の概要は以下のとおりであります。

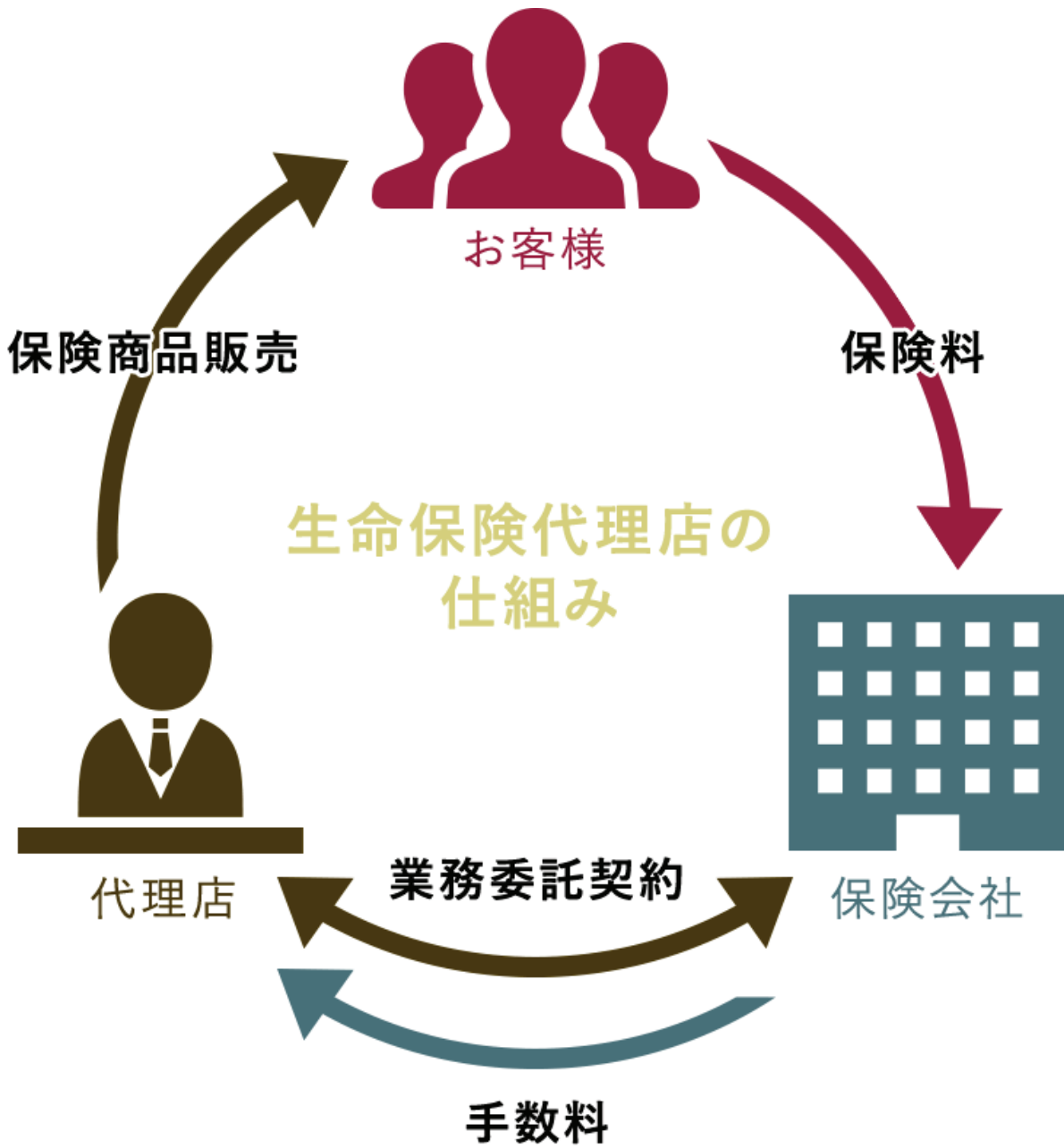
1. 顧客毎に専任のFP（アドバイザー）が担当し、ファイナンシャル・プランニングを作成。
2. ご家族単位（直系親族上2親等、下3親等以内）で利用が可能。
3. 年会費42,240円（消費税込み）の会費制。
4. 年2回以上の定期面談により、ファイナンシャル・プランニングを見直し。
5. 税理士法人や不動産会社等の専門家との提携による包括的ソリューションの提供。  
（土業等の提携先のサービスを利用した場合には、提携先の規定に基づき利用料が発生。）

## サービス全体の流れ



【保険代理店手数料収入】

顧客ニーズに幅広く対応するため、2008年5月に生命保険会社と業務委託契約を締結し、生命保険代理店として保険代理業を開始しております。

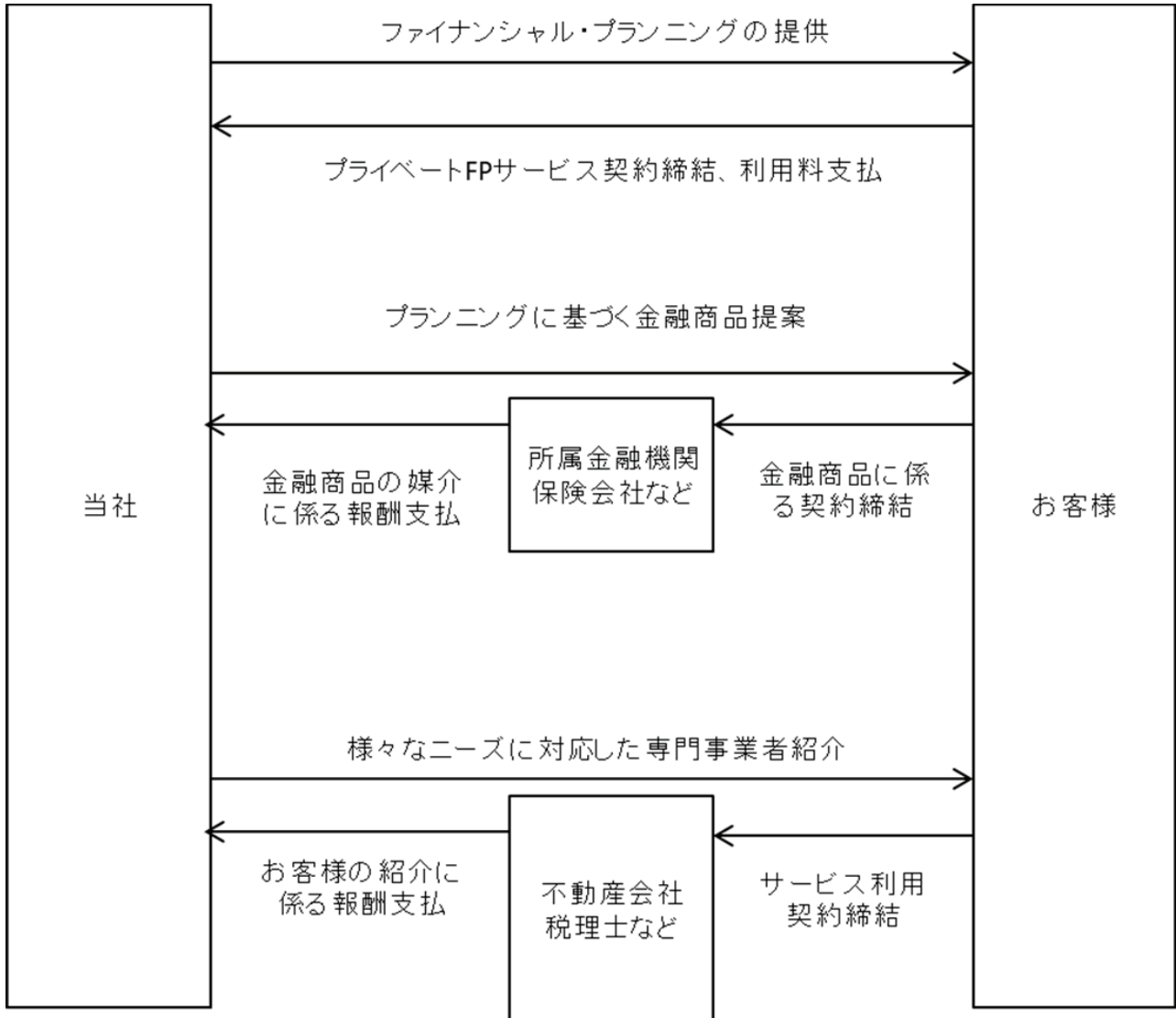


【その他のサービス収入】

上記に係る収益の他、ソニー銀行を所属銀行とする銀行代理業者(関東財務局長(銀代)第379号)として、ソニー銀行の住宅ローンのお申込みの媒介による手数料収入や、不動産に係る紹介業務に関する収入がございます。

当社の事業系統図は以下のとおりであります。

事業系統図



#### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 発行者の状況

2025年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
34	42.0	4.9	6,378

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数はその総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しています。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社はFPによる金融サービス提供事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

### 第3 【事業の状況】

#### 1 【業績等の概要】

##### (1) 業績

当事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）においては、政治動向などによる不確実性の高まりから金融市場が一時的に大きく変動したものの、日経平均株価は5万円を突破し、政策金利も0.75%へ引き上げられるなど、国内経済はインフレを前提とした市場環境が定着しつつあります。また、生活面では消費者物価指数が4年連続で上昇し、とりわけ食料品を中心とした日用品の値上がりが続いたことで、消費者マインドの重しとなる状況が継続しました。このような環境のもと、資産運用への関心の高まりやライフプランの見直しを背景に、当社への相談ニーズは引き続き高水準で推移しました。プライベートFPサービスでは、顧客接点を見直す取り組みを行った結果、個人のお客様からのご紹介による契約が約半数を占めるまでになり、当社が媒介する預かり残高の内ラップサービス（GMA）は前事業年度末より21.3%の増加となりました。

以上の結果、営業収益は564,256千円（前年同期比7.1%増）となりました。営業費用は人材拡充による増床費用などが影響し528,858千円（同13.6%増）となりました。その結果、営業利益は35,398千円（同42.5%減）、経常利益は34,989千円（同43.5%減）、当期純利益は23,918千円（同44.2%減）となりました。

なお、当社における報告セグメントは、FPによる金融サービス提供事業のみの単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

##### (2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は245,823千円（前年同期比26,165千円増）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、使用した資金は12,678千円（前年同期は67,687千円の獲得）となりました。これは主に、税引前当期純利益34,989千円があり、賞与引当金の減少額5,550千円、前払金の増加額7,160千円、法人税等の支払額33,406千円等があったことによるものであります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は14,632千円（前年同期は3,765千円の獲得）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出7,099千円、敷金及び保証金の差入による支出7,532千円等があったことによるものであります。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、獲得した資金は53,476千円（前年同期は4千円の獲得）となりました。これは主に、長期借入れによる収入75,000千円がある一方で、長期借入金の返済による支出7,504千円、配当金の支払額14,020千円等があったことによるものであります。

#### 2 【生産、受注及び販売の状況】

##### (1) 生産実績

当社は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載は省略しております。

##### (2) 受注実績

当社は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載は省略しております。

##### (3) 収入実績

当事業年度における収入実績を示すと、次のとおりであります。

事業内容	収入実績（千円）	前年同期比（%）
FPによる金融サービス提供事業	564,256	7.1
合計	564,256	7.1

- (注) 1. 当社はFPによる金融サービス提供事業の単一セグメントであります。  
2. 主な相手先別の収入実績及び当該収入実績の総収入実績に対する割合は、次のとおりであります。  
なお、割合が100分の10未満の場合は記載を省略しております。

相手先	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
	収入実績 (千円)	割合（%）	収入実績 (千円)	割合（%）
楽天証券株式会社	387,936	73.6	443,583	78.6

### 3 【対処すべき課題】

当社は、お金の悩みを手放して、自分らしい人生を歩むことを望むお客様に、「ホスピタリティ・クオリティ・組織力」が溢れるサービスを提供し、日本を代表するお金のアドバイザーとなることを長期ビジョンとして掲げております。長期ビジョン達成の第一歩として、2027年末時点で、お客様から媒介したラップ資産残高415億円達成を中期目標としております。中長期的な会社の経営戦略の実現を果すため、当社は下記の課題に取り組んでまいります。

#### (1) 着実な内部成長の実現

当社では、2027年末にラップ資産残高415億円を達成するためには新規のお客様の安定的な開拓に加えて、ご契約いただいているお客様の契約継続率の維持・向上が必要と考えております。そのためには、専任アドバイザー及び組織がお客様の変化に関心を持ち続け年2回の定期面談以外にも様々なご相談を受けることが必要で、これらによりお客様との長期的な関係構築を目指します。また、土業との連携により、お客様の様々なニーズにワンストップで対応できるネットワークをさらに強化していく方針であります。

お客様との関係を強化することで、既存顧客からの紹介は増加しておりますが、更なる拡大を図るべく経営資源を投下いたします。また、紹介への取り組みに加え、土業との提携強化、新規市場の開拓にも挑戦していく方針であります。

#### (2) 優秀な人材の確保

目標とする内部成長の実現には生産性の改善が不可欠であり、それにはアドバイザーのみならず、それを支えるミドル・バックオフィス部門においても優秀な人材獲得が重要となります。アドバイザー育成では、当社独自のプログラムが用意されており、採用した人材の早期戦力化を目指しております。

2023年に刷新した人事評価制度においては毎年検証と改善を行っております。評価制度刷新と見直しのプロセスは従業員の成長を促し、優秀な人材の定着率向上に寄与すると期待しております。

人材の獲得においては、2025年より新しい採用プログラム（Career Development Program）を開始いたしました。従来の採用サイト等の活用だけではなく、お互いを知ることから始まる相互選択型のプログラムを取り入れることで、採用のミスマッチをなくし優秀な人材の獲得を目指します。

#### (3) 事業提携の推進

当社は、ツール開発などサービス改善を目的として、これまで様々な事業提携を行ってきました。その結果、「フィーベース」への事業構造転換が進んだことにより、財務体質が改善し、安定収益の確保が可能となりました。今後は、「日本を代表するお金のアドバイザー」としての十分な規模を確保するために、成長率の一段の上昇を目指して、事業提携へ経営資源を投下していく方針であります。

### 4 【事業等のリスク】

本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

#### (1) 市場及び事業環境に関するリスクについて

当社の収益構造が「フィーベース」となっていることから、金融市場の変動に伴う資産価格の減少は、お客様の金融資産額の減少となり、当社の収益に影響を与える可能性があります。また、お客様の運用成果の悪化は、当社のサービスの解約となり、当社の財政状態及び経営成績に一段の影響を与える可能性があります。また、税制改正や金融サービス仲介業の創設など制度改正に伴う競争環境の変化が当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

#### (2) 特定事業及び特定取引先への依存について

第20期事業年度における金融商品仲介業の収益は営業収益の構成比の69.2%であります。金融商品仲介業の収益のうち、所属金融商品取引業者である楽天証券株式会社の占める比率は99.5%と高くなっております。当社のフィービジネスモデルを支える基幹商品であるGMAは楽天証券が提供しており、同比率が高いことは収益が安定するフィービジネスモデルが確立された結果と言えます。当社では、様々なお客様のニーズに対するソリューションを提供するため、様々な事業を展開しておりますが、今後も金融商品仲介業を軸として成長を遂げていくと想定しております。ただし、金融商品仲介業における環境変化及び主要取引先との契約条件の変更などがあった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

#### (3) 競合の状況について

当社以外にもファイナンシャル・プランナーのサービスを提供する会社、金融商品仲介業者、生命保険代理店、投資助言業者は数多く存在します。こうした中で、当社が優位性を逸した場合、あるいは競争の激化に伴い収益が著しく減少した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。この対策として、当社はフィーベースモデルなど、より競争上の優位性を確保していく所存であります。

(4) 特定の人物への依存について

当社の代表取締役社長中桐啓貴は、創業者であり、設立以来当社の経営方針、事業戦略の立案やその推進に重要な役割を果たしております。当社は特定の人物へ依存しない体制を構築するべく、経営幹部社員への情報共有や権限委譲を進めるなど組織体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により中桐啓貴の当社における業務遂行が困難になった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) システム障害について

当社の事業は、インターネットを通じた集客、オンライン面談、顧客管理（CRM等）、各種クラウドサービスの利用、並びに所属金融商品取引業者等の外部事業者が提供するシステム利用等、IT・ネットワークへの依存度が高い事業構造となっております。

このため、当社または外部委託先・クラウド事業者・取引先等を標的とした不正アクセス、マルウェア感染、ランサムウェア攻撃、DDoS攻撃、フィッシングやなりすまし、内部不正その他のサイバー攻撃等により、当社のシステム停止・機能低下、データの消失・改ざん、機密情報・個人情報の漏えい、当社または顧客になりすました不正な連絡・取引誘発等が発生する可能性があります。

これらの事象が発生した場合、原因究明・復旧対応等に係る費用の発生、サービス提供の停止・遅延、顧客からの信頼低下や風評被害、損害賠償請求等への対応、監督当局対応を含む各種対応等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

当社は、規程整備、アクセス制御、ログ監視、バックアップ、従業員教育、外部事業者の管理等、必要な対策の実施に努めておりますが、サイバー攻撃の手法は高度化・巧妙化しており、これらのリスクを完全に排除できるものではありません。

(6) 自然災害等のリスクについて

当社が展開している地域において、大規模な地震等の自然災害や、感染症の大規模な流行が発生した場合、業務遂行が困難になる可能性があります。当社は、感染症の感染拡大防止策を徹底しておりますが、非常事態が発生した場合においては、顧客及び従業員の安心・安全を最優先として、オンラインによる面談サービスを展開し、自宅に居ながら対面と変わらない面談サービスの提供も出来る体制を採用しております。また、会議などもオンラインで実施し、提供する情報の質と量についても、影響を受けにくい体制を整えております。当社は、このように有事に備えた危機管理体制の整備に努め対策を講じておりますが、これら自然災害等が想定を大きく上回る規模で発生した場合には、サービスの提供が困難となり、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 個人情報保護について

新規顧客獲得を目的としたセミナー開催等により多量の個人情報を取得し、保有しております。当社では個人情報保護方針を作成し、CRMツール等により管理を行っておりますが、個人情報が漏洩した場合には、その対応のための費用や当社に対する認知、イメージの悪化などにより、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(8) 人材の確保について

2025年12月末時点における当社従業員数は、34名であり、あらゆる部門において、従業員の減少は事業運営に支障をきたす可能性があります。特に、アドバイザー育成に1年から1年半程度を要することから、営業活動に支障が生じる可能性があります。当社では、人事評価制度見直し等により、社員の定着率向上を図っておりますが、一定時期に複数の社員が退職した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(9) 法的規制について

当社は主として金融商品仲介業、投資助言業、銀行代理業等を行っていることから、金融商品取引法、銀行法及び関連法令諸規則の規制を受けております。法的規制について、当社の許認可等は以下のとおりでございます。当社は、各種の法的規制に適合した経営の遂行を最重要課題とし、徹底を図っておりますが、万一、当該規制に抵触し、事業の停止、許可・登録の取消処分等を受けるような事態になった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

本書公表日現在において法令違反等はありません。

許認可等の名称	許認可等の内容	有効期限	取消事由
金融商品仲介業	金融商品仲介業者 関東財務局長（金仲）第235号	なし	金融商品取引法第66条の20
投資助言業	金融商品取引業者（投資助言・代理業） 関東財務局長（金商）第2934号	なし	金融商品取引法第52条
銀行代理業	銀行代理業者 関東財務局長（銀代）第379号	なし	銀行法第52条の56

(10) 訴訟リスクについて

当社の事業特性上、クレーム等が発生する場合は、プライベートFPサービスの過程におけるものが大半であり、現在及び過去において訴訟等は発生していません。しかし、将来、顧客、取引先またはその他の第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、損害賠償請求等の訴訟、その他の法的手続きが行われる可能性があり、その内容や賠償金額等によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(11) 担当J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。

当社は、本発行者情報公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりであります。

なお、本発行者情報公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・ 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動することまた、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」という。）に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面にに基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解

散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
  - a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
    - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
    - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
  - b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
    - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
    - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容。
  - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないことと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止  
甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
  - a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
    - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
    - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
  - b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
  - c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等  
甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないことと乙が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損  
第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき
- ⑧ 発行者情報等の提出遅延  
甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないことと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等  
次のa又はbに該当する場合
  - a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
  - b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等  
甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託  
甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限  
甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化  
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い  
甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

## 5 【重要な契約等】

契約会社名	相手先の名称	契約締結日	契約内容
G A I A株式会社	楽天証券株式会社	2009年1月1日	金融商品仲介業に係る業務委託基本契約（注）
G A I A株式会社	株式会社証券ジャパン	2023年11月17日	金融商品仲介業に関する業務委託基本契約（注）
G A I A株式会社	東海東京証券株式会社	2025年1月14日	金融商品仲介業に関する業務委託基本契約（注）

（注）金融商品仲介業に係る業務委託契約の概要は、当社が所属金融商品取引業者へ金融商品の売買等の媒介を行い、業務委託報酬を受け取るものであります。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

### （1）重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

この財務諸表において採用している重要な会計方針は、「第6【経理の状況】【財務諸表等】【注記事項】（重要な会計方針）」に記載しております。

### （2）財政状態の分析

#### （資産の部）

流動資産につきましては、340,494千円（前事業年度末より43,584千円増）となりました。これは主に、現金及び預金の増加26,165千円、未収還付法人税等の増加7,145千円、その他流動資産の増加8,079千円等によるものであります。

固定資産につきましては、78,326千円（同7,051千円増）となりました。これは主に、有形固定資産の増加5,467千円、敷金及び保証金の増加7,480千円、繰延税金資産の減少4,575千円等によるものであります。

その結果、総資産は418,821千円（同50,636千円増）となりました。

#### （負債の部）

流動負債につきましては、86,178千円（同19,683千円減）となりました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金の増加7,075千円、未払法人税等の減少19,766千円、賞与引当金の減少5,550千円等によるものであります。

固定負債につきましては、65,000千円（同60,421千円増）となりました。これは、長期借入金の増加60,421千円によるものであります。

#### （純資産の部）

純資産につきましては、267,643千円（同9,898千円増）となりました。これは、当期純利益の計上23,918千円、配当金の支払14,020千円により、利益剰余金が9,898千円増加したことによるものであります。

その結果、自己資本比率は63.9%（前事業年度末は70.0%）となりました。

### （3）経営成績の分析

当社の経営成績の分析につきましては、「1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

### （4）経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

### （5）キャッシュ・フローの状況の分析

当社の資本の財源及び資金の流動性につきましては、「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

### （6）経営者の問題意識と今後の方針について

当社の経営者の問題意識と今後の方針につきましては、「3【対処すべき課題】」に記載のとおりであります。

## 第4 【設備の状況】

### 1 【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

### 2 【主要な設備の状況】

該当事項はありません。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

## 第5 【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2025年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年3月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	560,800	420,600	140,200	140,200	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	560,800	420,600	140,200	140,200	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年12月15日 (注)	138,798	140,200	—	71,405	—	54,930

(注) 株式分割(1:100.0)によるものであります。

## (6) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	3	—	—	36	39	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	45	—	—	1,357	1,402	—
所有株式数の 割合（%）	—	—	—	3.20	—	—	96.79	100.00	—

## (7) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
中桐 啓貴	東京都大田区	78,700	56.13
中桐 敬子	東京都大田区	13,000	9.27
杉山 博一	東京都杉並区	10,000	7.13
長島 健治	千葉県佐倉市	6,000	4.28
中城 和仁	神奈川県鎌倉市	3,500	2.50
株式会社キャピタル・アセット・プランニング	大阪府大阪市北区堂島2 丁目4番27号	3,400	2.43
宮武 由紀枝	千葉県浦安市	2,500	1.78
宮武 勝重	千葉県浦安市	2,500	1.78
大塚 康弘	東京都渋谷区	2,000	1.43
土田 麻里	東京都杉並区	2,000	1.43
片島 勲	広島県広島市	2,000	1.43
計	—	125,600	89.59

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 140,200	1,402	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	140,200	—	—
総株主の議決権	—	1,402	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

該当事項はありません。

#### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

#### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元について、重要な経営課題の一つとして認識しており、経営基盤の強化と将来の事業展開を十分に勘案しながら剰余金の配当を決定することを基本方針としております。継続的かつ安定的な配当を行うため、フィーベースによる収益力を強化し、配当性向10%を目指します。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき、1株当たり17円としております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2026年3月27日 定時株主総会	2,383	17.00

## 4 【株価の推移】

### (1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第18期	第19期	第20期
決算年月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
最高(円)	—	6,610	—
最低(円)	—	6,610	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものであります。

なお、当社株式は2024年3月27日に東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場したため、第18期は非上場であり、該当事項はありません。

2. 第20期については、売買実績がありません。

### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものであります。

2. 2025年7月から2025年12月については、売買実績はありません。

## 5 【役員状況】

男性4名、女性一名

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	中桐 啓貴	1973年5月21日	1997年4月 山一証券株式会社 入社 1998年2月 エクスパダイト・ジャパン株式会社 入社 1998年4月 メリルリンチ日本証券株式会社(現三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社)入社 2003年6月 米国留学 2005年9月 日興コーディアル証券株式会社(現SMB C日興証券株式会社)入社 2006年2月 当社 代表取締役社長就任(現任) 2020年1月 一般社団法人 ファイナンシャル・アドバイザー協会(現一般社団法人日本金融商品仲介業協会) 理事長就任(現任)	(注3)	(注5)	78,700
取締役	—	中城 和仁	1967年5月1日	1990年4月 住友生命保険相互会社 入社 2006年10月 日興シティグループ証券株式会社(現シティグループ株式会社)入社 2007年10月 マニキュライフ・アセット・マネジメント株式会社 入社 2013年12月 当社 入社 2015年2月 当社 取締役就任(現任)	(注3)	(注5)	3,500
取締役(注1)	—	久保 賢太郎	1980年10月5日	2007年10月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 入所 2011年10月 経済産業省(商務情報政策局商務流通保安 グループ商取引・消費経済政策課)入省 2014年4月 TMI 総合法律事務所 入所 2017年12月 内閣府政策参与(地方創生推進事務局・国家戦略特区担当) 2021年1月 当社 取締役就任(現任) 2021年10月 株式会社ガイアバイオメディシン 監査役就任(現任) 2023年6月 株式会社昭和コーポレーション 監査役就任(現任) 2023年7月 内閣府構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会 委員就任(現任)	(注3)	(注5)	—
監査役(注2)	—	瀧日 聡	1966年12月26日	1990年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入社 2003年3月 瀧日公認会計士事務所(現 グローウィン・パートナーズ会計事務所) 代表就任(現任) 2005年8月 グローウィン・パートナーズ株式会社 取締役就任 2015年2月 当社 監査役就任(現任) 2021年1月 グローウィン・パートナーズ株式会社 執行役員就任 2024年1月 グローウィン・パートナーズ株式会社 顧問就任(現任)	(注4)	(注5)	1,000
計							83,200

- (注) 1. 取締役久保賢太郎は、社外取締役であります。  
 2. 監査役瀧日聡は、社外監査役であります。  
 3. 取締役の任期は、2024年12月期に係る定時株主総会終結の時から2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
 4. 監査役の任期は、2023年12月開催の臨時株主総会の時から2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
 5. 2025年12月期における役員報酬の総額は、39,120千円を支給しております。  
 6. 当社では、担当業務に高いスキルを持つ人材を活用し、更なる業容・事業拡大を図るために執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員の役名、主な職名及び氏名は次のとおりであります。

役名	主な職名	氏名
執行役員	新規事業開発室長	川越 一輝
執行役員	社長室長	矢嶋 健二
執行役員	管理部長	宮原 秀人

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

企業価値を長期的・持続的に向上させるため、意思決定の迅速化により経営の効率化を促進すると同時に、経営の透明性・公平性を確保し、監督機能が十分に機能する組織体制を構築することをコーポレート・ガバナンスの基本方針としています。

#### ②会社の機関の内容およびコーポレート・ガバナンス体制について

##### 1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役3名（うち社外取締役1名）で構成され、経営上の意思決定機関として、法令及び定款で定められた事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行っております。毎月1回定例の取締役会を開催する他、必要に応じて臨時の取締役会を開催しております。

##### 2) 監査役

監査役は、毎月開催される取締役会に出席し広く意見を述べ、取締役の業務執行状況を監査する役割を担っております。また、監査役は内部監査担当、監査法人との連携・情報共有により、より実効性の高い監査が行われるよう努めております。

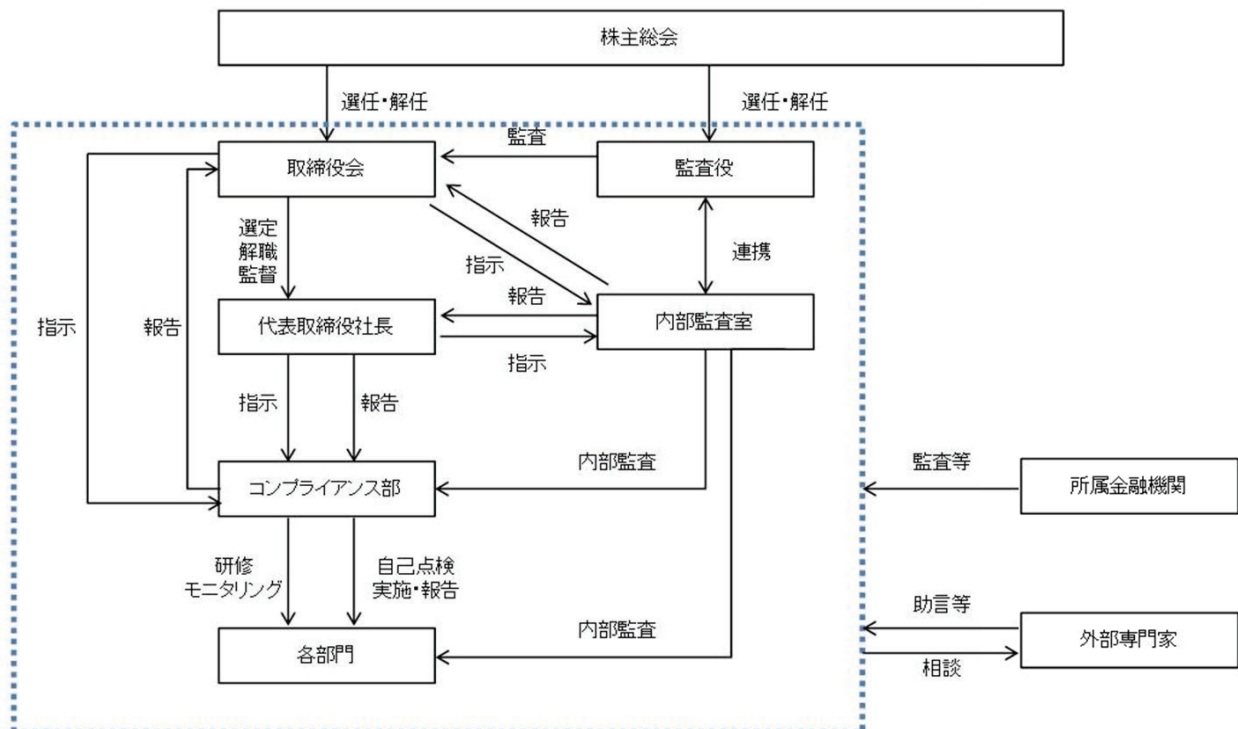
##### 3) 内部監査

内部監査規程に基づき策定された内部監査年間計画に従い、法令・定款及び社内規定の遵守状況、業務執行の合理性、効率性、妥当性について当社全部門を対象に内部監査を実施しております。

##### 4) 会計監査

当社は監査法人東海会計社と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年12月期において監査を執行した公認会計士は青島信吾氏、神谷善昌氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりであります。



③内部統制システムの整備の状況について

当社は会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムに関する取締役会の決議を行っていませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しております。引き続き、職務権限規定の遵守により、内部牽制機能が適切に働くように努めてまいります。

④社外取締役および社外監査役との関係について

当社は社外取締役1名及び社外監査役1名が選任されており、外部からの客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制を構築しております。社外取締役及び社外監査役と当社の間には特別な利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反のおそれはありません。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主幹部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、必要に応じて、弁護士等の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥役員報酬の内容

役員の報酬については、2023年12月14日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額100,000千円以内、監査役の報酬限度額を年額20,000千円以内とすると決議されております。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	32,940	32,940	—	—	2
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	6,180	6,180	—	—	2

⑦支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件と照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は5名以内、監査役は2名以内とする旨を定款に定めております。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

⑪自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫取締役及び監査役の責任免除

当社は会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役及び監査役(取締役及び監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮する環境を整備することを目的とするものであります。

⑬取締役及び監査役の責任限定契約の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役及び監査役と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任額の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

⑭中間配当に関する事項

当社は、資本政策の機動性を確保するため、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を取締役会決議により可能とする旨を定款で定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
8,400	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の規模、業務の特性、監査時間を勘案して、監査報酬を決定しております。

## 第6 【経理の状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の財務諸表について、監査法人東海会計社による監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容や変更等を適切に把握し、変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人との連携や各種セミナー等への積極的な参加を行っております。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	236,257	262,423
売掛金	46,272	47,583
棚卸資産	※1 689	※1 872
前払費用	12,070	12,769
未収還付法人税等	—	7,145
その他	1,620	9,700
流動資産合計	296,910	340,494
固定資産		
有形固定資産		
建物	6,498	10,421
工具、器具及び備品	1,480	3,024
土地	312	312
有形固定資産合計	※2 8,291	※2 13,758
無形固定資産		
ソフトウェア	2,870	1,230
無形固定資産合計	2,870	1,230
投資その他の資産		
投資有価証券	10,000	10,000
出資金	50	50
長期前払費用	—	318
繰延税金資産	10,988	6,412
敷金及び保証金	33,475	40,956
その他	5,600	5,600
投資その他の資産合計	60,113	63,337
固定資産合計	71,274	78,326
資産合計	368,185	418,821

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	5,004	12,079
未払金	12,980	13,624
未払費用	11,847	13,251
未払法人税等	20,121	355
未払消費税等	12,807	7,903
契約負債	13,494	15,317
預り金	3,805	3,395
賞与引当金	25,801	20,251
流動負債合計	105,861	86,178
固定負債		
長期借入金	4,579	65,000
固定負債合計	4,579	65,000
負債合計	110,440	151,178
純資産の部		
株主資本		
資本金	71,405	71,405
資本剰余金		
資本準備金	54,930	54,930
資本剰余金合計	54,930	54,930
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	131,409	141,308
利益剰余金合計	131,409	141,308
株主資本合計	257,744	267,643
純資産合計	257,744	267,643
負債純資産合計	368,185	418,821

## ② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	2024年1月1日	(自	2025年1月1日
	至	2024年12月31日)	至	2025年12月31日)
営業収益	※1	527,014	※1	564,256
営業費用	※2	465,426	※2	528,858
営業利益		61,588		35,398
営業外収益				
受取利息		18		297
受取配当金		4		1
雑収入		519		335
営業外収益合計		541		634
営業外費用				
支払利息		203		1,033
雑損失		—		9
営業外費用合計		203		1,043
経常利益		61,926		34,989
税引前当期純利益		61,926		34,989
法人税、住民税及び事業税		26,488		6,495
法人税等調整額		△7,453		4,575
法人税等合計		19,035		11,070
当期純利益		42,890		23,918

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	71,405	54,930	54,930	88,518	88,518	214,853	214,853
当期変動額							
当期純利益				42,890	42,890	42,890	42,890
当期変動額合計	—	—	—	42,890	42,890	42,890	42,890
当期末残高	71,405	54,930	54,930	131,409	131,409	257,744	257,744

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	71,405	54,930	54,930	131,409	131,409	257,744	257,744
当期変動額							
剰余金の配当				△14,020	△14,020	△14,020	△14,020
当期純利益				23,918	23,918	23,918	23,918
当期変動額合計	—	—	—	9,898	9,898	9,898	9,898
当期末残高	71,405	54,930	54,930	141,308	141,308	267,643	267,643

## ④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	61,926	34,989
減価償却費	2,852	3,323
賞与引当金の増減額 (△は減少)	18,929	△5,550
受取利息及び受取配当金	△22	△298
支払利息	203	1,033
売上債権の増減額 (△は増加)	△6,575	△1,311
棚卸資産の増減額 (△は増加)	129	△183
前払費用の増減額 (△は増加)	△960	△679
前払金の増減額 (△は増加)	△246	△7,160
未払金の増減額 (△は減少)	3,664	644
未払費用の増減額 (△は減少)	284	1,404
未払消費税等の増減額 (△は減少)	1,544	△4,903
契約負債の増減額 (△は減少)	616	1,822
預り金の増減額 (△は減少)	614	△409
その他	1,017	△1,238
小計	83,976	21,482
利息及び配当金の受取額	22	298
利息の支払額	△197	△1,054
法人税等の支払額	△16,114	△33,406
営業活動によるキャッシュ・フロー	67,687	△12,678
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△21,600	△16,600
定期預金の払戻による収入	26,600	16,600
有形固定資産の取得による支出	△1,335	△7,099
敷金及び保証金の差入による支出	—	△7,532
出資金の売却による収入	100	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,765	△14,632

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	—	8,000
短期借入金の返済による支出	—	△8,000
長期借入れによる収入	10,000	75,000
長期借入金の返済による支出	△9,995	△7,504
配当金の支払額	—	△14,020
財務活動によるキャッシュ・フロー	4	53,476
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	71,457	26,165
現金及び現金同等物の期首残高	148,200	219,657
現金及び現金同等物の期末残高	※ 219,657	※ 245,823

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～39年

工具、器具及び備品 6～10年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）5年（社内における利用可能期間）

### 3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な収益における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### (1) 金融商品仲介業

金融商品仲介業にかかる収益については、証券会社等との契約に基づく有価証券の売買の媒介等の委託業務の遂行であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づき月締めで収益を認識しております。

なお、取引に関する支払条件は、通常翌月に支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

#### (2) 保険代理業

保険代理業にかかる収益については、保険会社等との契約に基づく保険募集等の代理店業務の遂行であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づき月締めで収益を認識しております。

なお、取引に関する支払条件は、通常月払いであり、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

### 5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	10,988	6,412

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性がある  
と判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

課税所得は中期経営計画の前提となった数値を経営環境等の外部要因に関する情報や当社が用いている内部の状況  
(過去における中期経営計画の達成状況、予算など)と整合的に修正し見積もっております。

当該見積りには、過去の手数料実績、IFAの契約実績及び問合わせ状況、媒介する預かり資産の推移等による仮定を  
用いております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りによるため、課税所得の将来予測に影響を  
与える変化が生じた場合には繰延税金資産の回収可能性が変動することにより当社の財政状態及び経営成績に影響を  
及ぼすことが考えられます。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取り組みの一環として、借手の全ての  
のリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた  
検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての  
の定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16  
号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されまし  
た。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナン  
ス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減  
価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
貯蔵品	689千円	872千円

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	23,901千円	25,533千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 営業費用のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
役員報酬	37,332千円	39,120千円
給料手当	158,308	173,439
業務委託費	42,886	55,917
地代家賃	29,638	35,077
減価償却費	2,852	3,323
退職給付費用	9,547	9,957
賞与引当金繰入額	25,801	20,251
おおよその割合		
販売費	72.8 %	71.0 %
一般管理費	27.2 %	29.0 %

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	140,200	—	—	140,200

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	14,020	100.00	2024年12月31日	2025年3月31日

当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	140,200	—	—	140,200

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	14,020	100.00	2024年12月31日	2025年3月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,383	17.00	2025年12月31日	2026年3月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金	236,257千円	262,423千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△16,600	△16,600
現金及び現金同等物	219,657	245,823

(リース取引関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

未収還付法人税等は、法人税、住民税及び事業税に係る債権であり、1年以内に還付期日が到来します。

投資有価証券はその他有価証券であり、発行体の信用リスクに晒されています。

未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

###### ② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体（投資先企業）の財務状況や運用状況等を把握するとともに、当該投資先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

###### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部門からの報告に基づき担当部署が随時、資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

##### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価値のない株式等は、次表には含まれておりません。（（注）をご参照ください。）また、「現金及び預金」「売掛金」「未収還付法人税等」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

前事業年度（2024年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	9,583	9,583	0
負債計	9,583	9,583	0

当事業年度（2025年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	77,079	75,289	△1,789
負債計	77,079	75,289	△1,789

（注1）市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
非上場株式	10,000	10,000

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	236,257	—	—	—
売掛金	46,272	—	—	—
合計	282,529	—	—	—

当事業年度（2025年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	262,423	—	—	—
売掛金	47,583	—	—	—
合計	310,006	—	—	—

（注3）長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	5,004	4,579	—	—	—	—

当事業年度（2025年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	12,079	7,500	7,500	7,500	7,500	35,000

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品  
該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 （1年内返済予定を含む）	—	9,583	—	9,583
合計	—	9,583	—	9,583

当事業年度（2025年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 （1年内返済予定を含む）	—	75,289	—	75,289
合計	—	75,289	—	75,289

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、市場金利を短期間で反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

また、固定金利によるものは、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### （有価証券関係）

##### その他有価証券

前事業年度（2024年12月31日）

非上場株式等（貸借対照表計上額10,000千円）については、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

当事業年度（2025年12月31日）

非上場株式等（貸借対照表計上額10,000千円）については、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

#### （退職給付関係）

##### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出型の制度として選択制確定拠出年金制度を採用しています。

##### 2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度9,547千円、当事業年度9,957千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	8,924 千円	7,004 千円
未払事業税	1,904	—
保証金償却額	206	224
税額控除繰越額	—	10,179
その他	159	76
繰延税金資産小計	11,194	17,485
評価性引当額 (注)	△206	△10,404
繰延税金資産合計	10,988	7,080
繰延税金負債		
未収還付事業税	—	△504
未収還付地方特別法人税	—	△163
繰延税金負債合計	—	△668
繰延税金資産の純額	10,988	6,412

(注) 評価性引当額が10,197千円増加しております。この増加の主な内容については、スケジューリング不能な繰越税額控除額が増加したことによるものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率 (調整)	34.59%	34.59%
住民税均等割等	1.15	2.03
税額控除	△3.40	△2.45
中小法人に適用される軽減税率の影響	△1.56	△1.38
その他	△0.04	△1.14
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.74	31.64

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から35.43%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
金融商品仲介業	338,224	390,421
保険代理業	86,189	67,835
その他のサービス	102,600	105,999
顧客との契約から生じる収益	527,014	564,256
外部顧客への営業収益	527,014	564,256

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針） 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	39,696	46,272
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	46,272	47,583
契約負債（期首残高）	12,878	13,494
契約負債（期末残高）	13,494	15,317

契約負債は、顧客とのプライベートFPサービス契約に基づいて受領した前受金であり、履行義務の充足により収益へ振り替えられます。

前事業年度に認識された収益の額のうち期首時点で契約負債に含まれていた金額は、12,823千円であります。

また、当事業年度に認識された収益の額のうち期首時点で契約負債に含まれていた金額は、13,453千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、FPによる金融サービス提供事業のみの単一セグメントであり、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(千円)

	証券仲介業	保険代理業	その他のサービス	合計
外部顧客への営業収益	338,224	86,189	102,600	527,014

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
楽天証券株式会社	387,936	単一セグメントのため省略

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(千円)

	証券仲介業	保険代理業	その他のサービス	合計
外部顧客への営業収益	390,421	67,835	105,999	564,256

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
楽天証券株式会社	443,583	単一セグメントのため省略

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)  
該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)  
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	1,838.40円	1,909.01円
1株当たり当期純利益	305.93円	170.60円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	42,890	23,918
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	42,890	23,918
普通株式の期中平均株式数(株)	140,200	140,200

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数(株)	貸借対照表 計上額(千円)
投資有価証券	その他有価証券	なかのアセットマネジメント株式会社	1,000	10,000
計			1,000	10,000

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	29,234	4,499	—	33,733	23,312	576	10,421
工具、器具及び備品	2,646	2,600	—	5,246	2,221	1,055	3,024
土地	312	—	—	312	—	—	312
有形固定資産計	32,192	7,099	—	39,292	25,533	1,631	13,758
無形固定資産							
ソフトウェア	8,599	—	—	8,599	7,369	1,640	1,230
無形固定資産計	8,599	—	—	8,599	7,369	1,640	1,230

(注) 当期首残高及び当期末残高は「取得価額」で記載しております。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	5,004	12,079	2.871	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	4,579	65,000	2.350	2035年7月
合計	9,583	77,079	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	7,500	7,500	7,500	7,500

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	25,801	20,251	25,801	—	20,251

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	112
預金	
普通預金	245,710
定期預金	16,600
小計	262,310
合計	262,423

② 売掛金

相手先別内訳

区分	金額 (千円)
楽天証券株式会社	44,182
その他	3,401
合計	47,583

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{(B)} \times 365$
46,272	584,288	582,977	47,583	92.5	29.3

③ 敷金及び保証金

相手先別内訳

区分	金額 (千円)
三井住友信託銀行株式会社	25,977
清和総合建物株式会社	9,328
東京法務局	5,000
リゾートトラスト株式会社	650
合計	40,956

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・オールジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・オールジャパン
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="https://www.gaiainc.jp/">https://www.gaiainc.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第二部 【特別情報】

### 第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2026年3月27日

G A I A株式会社  
取締役会 御中

監査法人 東海会計社  
愛知県 名古屋市

代表社員 公認会計士 青島 信吾  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 神谷 善昌  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているG A I A株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G A I A株式会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。